

# 会 議 等 報 告 書

係 員	係 長	課長補佐	課 長	部 長	教育長	副市長	市 長	決定区分
		/						
合 議	( )	( )						
報 告 者	平成 23 年 9 月 5 日 企画部 経営企画課 企画調整係 職名 主査 氏名 大 鶴 泰 輔 印							
1 会議等名	第 3 回 糸島市まちづくり基本条例審議会							
2 開催日時	平成 23 年 9 月 2 日 (金) 13 時 00 分 ～ 16 時 05 分							
3 開催場所	糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 第 3 会議室							
4 出席者	○審議会委員 9 人出席 (田北委員が欠席、末崎委員及び柚木委員は、途中から退席) ※別紙のとおり ●事務局 (糸島市) 企画部：福嶋部長 経営企画課：藤田課長、重富係長、大鶴							
5 協議事項	<p>■出欠確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田北委員から欠席の報告を受けた。事前に事務局に提出された意見を各委員に配布。</li> <li>・事務局の福嶋、藤田は、議会対応のため、遅れて出席。</li> </ul> <p>■会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前 2 回の審議会で、委員の皆さんから貴重かつ建設的なご意見をたくさんいただき、ありがたく思う。</li> <li>・本日を含め、あと 2 回で条例素案を固めなければならず、特に、今回は、前文をもう一度検討することが中心となる。そのため、今回は、第 27 条までは検討を終わらせ、時間があれば、その先まで検討したい。</li> </ul> <p>■協議</p> <p>1 前回までのおさらい ※事務局より 別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料の確認</li> <li>・事務局宿題分の説明 (全国学力テストの結果は、教育委員会に確認し、公表不可であった。)</li> <li>・第 2 回審議会での協議内容を受けて事務局で行った修正案の説明 (前文～第 11 条)</li> </ul> <p>【主な質問・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員：前文は、全体的にやわらかく、分かりやすくなった。</li> <li>○委員：以前のもの比べて、糸島ということが意識された文章になっている。</li> <li>○会長：前文については、次回もう一度検討したいと思うので、各委員ともよく読んでおいてもらいたい。</li> </ul>							

## 2 第12条からの協議・検討

※事務局より、検討会議作成素案と、事務局検討案を説明。 別紙参照

## ■第12条～第17条

## 【主な質問・意見】

## 【第13条】

- 委員：昨年、ニュースを賑わした鹿児島県阿久根市の前市長が、議会への出席に応じず、専決処分を連発した例があった。総務省も自治法改正による規制を検討しているようだが、会長は、そのへんの情報が入っていないか。
- 会長：詳しくは知らない。自治法上、やってはいけないことをやったからと言って、何か罰則があるわけでもなく、国から命令ができるわけでもない。
- 委員：今後、あのような人が市長になる可能性もある。第13条第2項の市長の責務で、「公正かつ誠実に市政を行わなければならない」という規定でカバーできるのか。少し、そのへんが心配である。
- 会長：今度の内閣がどれくらい地方自治に関心を持って取り組んでくれるかにもよるが、法律的な対応はまだまだ先のようなのである。この条例では、「公正かつ誠実」という文言で、市長が市民からの負託に応じていただかなければならない。
- 事務局：田北委員からの意見で、「市長は市民の信託に応え」ということが挙げられているが、委員の皆さんでご検討いただけたらと思う。他の自治体の条例で、このような趣旨を規定しているところもあり、「市長は、あくまでも市民の負託を受けた代表であるということ意識してもらいたい」ということを意識付ける表現になっている。
- 委員：選挙のときには、市民からの負託を受けていることを意識するが、選挙が終われば忘れてしまうという人もいる。市長として市民からの負託を受けているということ意識することは当然といえば当然のことだろうが。
- 会長：当然のことだろうが、阿久根の前市長のこともあるので、そのへんも含めて盛り込めるのか、検討してもらおうのはどうか。「市民の負託に応えて」というようなことを規定するかを事務局で検討してもらえないか。
- 委員：「持続的発展」という言葉は、どのような意味があるのか。市長が新しくなって、前市長の政策を引き継がなければならないという意味なのか。
- 事務局：そうではない。それは、「継続」だと思う。「将来にわたって安定的に市民サービスが行われる」というような意味である。
- 会長：よく「持続可能な」というような言葉を使う。
- 委員：政策を引き継ぐのは、「行政の継続」というような言い方をするので、それとは違うと思う。
- 委員：検討会議のワークショップでも、「市の代表者」という意見が挙がっている。
- 事務局：検討会議のワークショップでは「市の代表者」という言葉だったが、最終的には、第3項の「市の最高責任者」という言葉がふさわしいということになった。
- 委員：市長は、糸島市の経営者であり、市民は、顧客だと思う。
- 委員：顧客というよりは、株主ではないか。
- 委員：その株主のために、糸島市を持続的に発展させるには、市長が市民よりも半歩先を進んでおくべきと思う。

5 協議事項

- 委員：リーダーシップということか。
- 委員：市のこともだけれど、市民のことも考えてもらう必要がある。
- 会長：第1項の「本市の持続的な発展」に市民のことも含まれているかもしれないが、市民のことも考えて政策等を立案することが盛り込めないかということだろう。
- 委員：第14条に「市民の生命及び財産を守る」という規定がある。これをそのまま第13条にもってくるということか。
- 会長：市長の責務と市の責務については、あまり重複しても良くないと思う。
- 委員：市の責務を市長の責務と差し替えて欲しくはない。
- 事務局：第2条の用語の定義をご覧いただくと、市の中に市長が含まれている。よって、第14条の市の責務には市長も含まれ、その中で特別に市長を第13条で抜き出して規定している。
- 会長：いろいろと意見が出されたので、第14条も含めて整理して、次回提案してもらいたい。

**【第14条】**

- 委員：第14条の市の責務だが、第1項に「市民の生命及び財産を守る」ということを規定している。これは、一般的にも言われてきたことである。いま、東日本大震災が起こり、原発問題が起こったことで、世間では、危機管理体制の確立が重要であると言われている。生命及び財産を守るということも一部含まれるとは思いますが、危機管理体制の確立については、別条立てで扱ったほうが明確になるのではないか。
- 会長：確かに、「危機管理」というのは、1つのキーワードとなっている。他の委員からの意見はないか。
- 委員：どこか、最近、条例を制定したところで、危機管理体制のことを規定しているところはないか。
- 事務局：調べていないので分からないが、確かに、第14条では、市民の生命及び財産を守ることこそが市の一番の責務であるという認識で、第1項に規定した。
- 委員：実際に、糸島市は、自主防災組織を全行政区で立ち上げるように働きかけを行っている。市の広報紙を読んでも、意外に防災関係の情報は見えにくい。行政区長さんなどは、会議において市と情報交換を行っているので、よくご存知だろうが、一般の市民は、防災のことをあまり知らないのではないかと思う。
- 委員：市には危機管理課が設置されていると思うが。
- 事務局：合併に伴い、危機管理課を設置し、このたび、担当部長を設けている。
- 会長：糸島市は、自然災害のみならず、原発災害対策という面でも危機管理に市として取り組んでいこうという重点課題があるようなので、その言葉を条文に盛り込めないかどうか、事務局で検討してもらいたい。
- 委員：できれば、第14条を修正するのではなく、別条立てにできたら印象強くなる。千葉県流山市の条例に危機管理のことが規定されている。
- 委員：別条立てであれば、危機管理体制を確立していくのは市だけではなくて、市民も関係するということを示すほうが良い。
- 事務局：第25条の安全・安心の推進の中で、市民と市が協働で安全・安心をつくっていこうということを規定している。検討会議のワークショップでは、当初、「子育て」と「自然環境の保全」に関して協働でまちづくりを進めるといった意見が多く出されたのだが、安全・安心も協働で進めていくべきということで、この1条を追加した。
- 会長：しかしながら、逐条解説には、危機管理というところまでは触れられていない。

- 委員：安全・安心のまちづくりということは、合併以前から言われ、取り組んできたことである。
- 委員：安全・安心のまちづくりは、行政区などが中心となって、日々取り組んでいることであるが、危機管理というのは、災害など、何か起こったときにどうするのかである。位置付けが少し違うのではないか。文言として分けて使ったほうが分かりやすいのではないか。
- 委員：安全・安心というのは表現がやさしい。危機管理という文言が条文に入ったほうが良いと思う。
- 会長：そのような「いざっ」ということを想定した条文は盛り込まれていないのか。
- 事務局：盛り込まれていない。
- 委員：安全・安心というと、これまでも皆さんが取り組んできている見守り、パトロールというようなイメージを持たれるのではないか。
- 委員：安全・安心は、この条にあって良いが、危機管理は、別に条立てしたほうが良い。
- 会長：では、事務局で、危機管理の問題について、条文を設けられるかどうか、設けるとしたらどこに置くのかなど、検討してもらいたい。
- 委員：第14条第1項は、「市民の生命及び財産を守る」ということだが、これに「福祉の増進」を加えるべきではないか。ここでいう福祉とは、社会福祉ということではなく、「市民の幸せ」という意味である。どこかに盛り込まれているのか。
- 委員：「市民の生命及び財産を守る」というのは、消防団の任務のように聞こえる。市の責務であれば、やはり「福祉」が入るべきではないか。
- 事務局：第15条第3項の市職員の責務のなかで、「本市の魅力及び福祉の向上のため」というように規定している。
- 委員：職員よりは、むしろ市の責務のほうがふさわしいのではないか。
- 会長：「市民の生命及び財産を守り、福祉の増進を図る」というような文章を事務局で検討してもらいたい。
- 委員：この第4章には、議会の責務と市長の責務が規定されているが、どこかに「倫理」について規定しておく必要はないか。
- 委員：倫理条例というものはあるのか。
- 事務局：政治倫理条例も職員倫理条例もすでに存在する。
- 会長：議会については、議会にお任せすべきだと思うが、市長と職員については、別の条例ですでに規定されているということになる。倫理について、他の自治体の条例を参考にして、盛り込むことができるのかどうか調べてもらいたい。
- 会長：田北委員の意見では、第14条第5項は、「市がまちづくりを担う人材を育成するため」ではなく、どうしたほうが良いと言っておられるのか。
- 事務局：「市がまちづくりを担う人材を育成する」という元々検討会議で作成した素案のほうが良いという指摘のようだ。事務局としては、その表現では、市が市民よりも上にいるような、上から目線のような印象を与えないかと懸念して、「政策等を実施しなければならない」という結びに修正させていただいた。
- 委員：私が田北委員の意見を読んだ限りでは、「人材を育成すること」だけが目的のように思えるので、そうではなくて、もう1つ、「意識向上」も目的ではないかという指摘のように感じるがどうか。どっちが上か、下かということではなくて。

- 会長：市が人材を育成すると言い切って良いのか。むしろ、人材が育つように、市がバックアップするという事ではないか。
- 委員：本当は、育成するというよりは、市が援助するというイメージなのではないか。この条文を読むと、どうしても、市が市民を育成するというような印象になる。この事務局検討案では、上から目線は修正されていないのではないか。
- 委員：何か「市民とともに」というような表現ではいけないか。
- 委員：「育成」という言葉がダメなのではないか。「育てる」のほうが分かりやすい。
- 委員：「育てる」というより、「育つ土壌をつくる」というような意味ではないか。
- 委員：この条は、市の責務なので、市がやるべきことなのだろうが、市が「育てる」のではなく、「育つ土壌をつくる」ということではないか。
- 会長：では、そこの条文を事務局に検討してもらいたい。

### 【第16条】

- 委員：附属機関というのは、どういうものを想定しているのか。
- 会長：この審議会のようなものである。
- 事務局：条例で規定された審議会や委員会などである。
- 委員：公民館の主事とか館長というのは含まれるのか。
- 事務局：それは嘱託職員になる。
- 委員：市民の中で意見が多いのが、公民館の館長などに市職員の退職者が就任しているということである。なぜ、一般の人から公募しないのか。いわゆる天下りではないかという指摘がある。
- 事務局：現状では、公民館主事については公募し、試験を実施して採用している。公民館館長については、地域とのつながりが強いいため、校区の運営協議会などをお願いして、推薦してもらっている。
- 委員：それは最近のことではないのか。
- 事務局：合併と同時にそうになった。なお、旧前原市では、合併以前からそうであった。
- 委員：公民館だけではなく他の施設についても、職員OBではなく、なぜ民間から採用しないのかという意見が多くある。
- 会長：ここでいう附属機関は、審議会や委員会ということであり、その委員を、できるだけ市民から登用することを規定している。委員からの指摘は、この条文に関する事ではないと思われる。

### ■第18条～第23条

#### 【主な質問・意見】

### 【第18条】

- 委員：第18条第1項では、自治組織をわざわざ、括弧書きで「以下『校区』という。」と規定していて、第2項では、「自治組織である行政区」としている。何か表現がおかしいのではないか。第1項で「校区」と規定したのに、第2項で行政区といっている。
- 事務局：事務局でもかなり悩んだ箇所である。第1項では、小学校の「通学区域」は、区域を指し、後段の「校区」は、自治組織を規定している。一方、第2項では、校区という自治組織の区域内にある「行政区」のことだけを規定したいと考えた。元々の検討会議素案にあるように「校区の区域内の自治組織」という表現では、行政区も隣

組も班も、校区自体も自治組織であるため、それらすべてを「行政区」と規定してしまうことになり、おかしくなることに気付いた。

そこで、「区域内の自治組織である行政区」という表現にして、行政区のことだけを言っているように限定を加えた。この「行政区」という文言自体は、市の「行政区設置規則」において、「区域」のことではなく、「組織」として規定されていることから、「自治組織である行政区」としても通じると考えた。

- 委員：説明を聞いて、事務局の言いたいことは分かったが、この条文の表現ではおかしいのではないか。
- 委員：第2項の「自治組織である」という表現を削除したほうが分かりやすいのではないか。「区域内にある行政区」というような感じで良いのではないか。
- 委員：そのほうが分かりやすい。第1項の「自治組織」という文言と混同する。
- 委員：第2項の「自治組織である」という文言は、何も意味をなさない。表記すべき意味がない。
- 会長：「行政区」という言葉の意味は、皆さんに分かるのか。
- 委員：行政区のことは分かる。
- 事務局：確かに、行政区設置規則という別のところで規定し、162すべての行政区が自治組織として掲げている。
- 会長：行政区が自治組織であることが分かれば、「自治組織である」という表現は、紛らわしいので必要ないのではないか。
- 委員：第1項の「小学校の通学区域ごとの」という表現は、「の」が続くので、「小学校通学区域ごとの」としたらどうか。
- 会長：そちらのほうが読みやすい。

## 【第22条】

- 委員：「自治組織の加入」とあるが、この「自治組織」が何を指すのか。「隣組」として良いのではないか。
- 事務局：校区、行政区、隣組も指す。
- 委員：隣組に加入すれば、行政区にも加入ということになるのではないか。
- 委員：隣組に加入することで、区費も納入していただける。向こう三軒両隣というのも隣組のことであろうが、第20条に隣組の役割を規定していることを考えると、第22条は、これでも良いかと思われる。
- 委員：「加入を促進する」となっているが、市は、実際にやるのか。
- 事務局：実際に行っている。転入者に対して加入お願いのチラシを配布し、加入をお願いしている。ただ、相手から「法的な定めがあるのか」と尋ねられたら、「ない」としか答えようがない。
- 委員：もう少し、行政区への加入について心で訴えてもらいたい。ただ事務的に「法的には加入の義務はありません」と言うのではなくて、「糸島市のために、地域を良くするために、行政区に入って、一緒にまちづくりを進めてください」と言ってもらいたい。行政区が加入の説明すると、市役所が加入のお願いをするのでは、言い方に温度差があるように感じる。「一緒にまちづくりを進めていくんですよ」というように、前向きに説明をしてもらわないといけない。
- 委員：条例に規定するのだから、中身が伴わないといけない。
- 事務局：前回の協議を受けて、大きく修正したところである。市としても「ぜひ加入してください」と、積極的に促進することがたいせつであると認識しているし、そのこ

とは法的にも何も問題ないと考えている。市民課の窓口でも積極的な加入促進を行っていききたい。

○委員：第20条で、自治組織を以下「隣組」としているのに、第22条で再度、「自治組織」という表記になっているのがどうして分からない。意味合いが違うのか。

●事務局：自治組織というのは、隣組だけではなく、「校区」や「行政区」などもある。第22条は、その大きな枠で「自治組織」という文言を使っている。一方、第20条は、「行政区の区域内にある」という限定を行っている。

○会長：第22条は、市として自治組織への加入を促進するということで良いか。また、それには中身が伴わないといけない。そこまで詰めておかないと、議会で質問される。これは、糸島市の条例の1つの特長となるものであると思う。

○会長：1つ気になっているのが、検討会議素案では、住民が活動しやすい環境づくりに努めるように規定されていた。実際に、市としてさまざまな取組を行っているのに、事務局検討案では、それがそっくり抜け落ちている。何か理由があったのか。

●事務局：確かに検討案を作成する段階で、そこが抜け落ちてしまっている。特に理由はない。田北委員からも同じ趣旨の意見をいただいた。抜け落ちた「住民が活動しやすい環境づくり」を第1項に、「自治組織への加入促進」を第2項に持ってくるよう提案されている。

また、田北委員のご意見の中に、他の自治体において、「自治組織への加入促進」が規定されている例がないかということだったため、確認したが、見つけ切れなかった。

○会長：他の自治体にないというのは、うちの特長となるので、良いと思う。

●事務局：では、環境づくりのところは、再度、盛り込む方向で検討してみたい。

○委員：第22条で、検討会議素案がかなり削除されているが、これは前回、何か意見が出されて削除したのか。

●事務局：事務局が独自に検討案を作成したものであり、委員からご意見をいただきたい。

○委員：「住民が活動しやすい環境づくりに努め」と、「ボランティア団体等の活動や取組を応援する」は、とても重要なことであると思う。これは、生かしてもらったほうが分かりやすい。

○会長：そこは、私も気になったところであり、むしろ生かしたほうが良い。

●事務局：後段の「ボランティア団体等の活動や取組」の表現については、活動や取組という同じような文言が使われているため、「ボランティア活動」というふうにさせていただきます。

市は、自治組織の加入については促進するが、ボランティア団体等の加入については促進しないため、「自治組織の加入を促進し」という表記にせざるを得なかった。一方で、市が行う「活動の応援」は、自治組織とボランティア団体等の両方を対象とするので、「自治組織及びボランティア団体等の活動を応援する」とすべきところだが、それだと、1つの条文中、「自治組織」という文言を2回使うことになってしまうことになる。そこで、自治組織の活動も一種のボランティア活動であると考えて、「ボランティア活動」という文言に集約させていただいた。

○委員：それだと、ボランティア団体に対するインパクトが薄くなる。

○委員：ボランティア活動としてしまうと、個人で行う市民活動などを指して、ボランティア団体の行う活動のことを言っているように思えない。

●事務局：では、「ボランティア団体等の活動」という表現に修正したい。

## ■第24条～第27条

### 【主な質問・意見】

#### 【第26条】

○委員：第26条第1項の「郷土愛の醸成」という部分だが、「醸成」という意味が分かりにくい。「分かりやすさ」を1つのテーマにしていたので、「醸成」という文言を使うのはどうかと思う。

○委員：じわじわ、ゆっくり育っていくという意味だと思う。

○委員：辞書を調べたら、分かるのだが、ただ読んだだけでは分かりづらいのではないか。

●事務局：広辞苑では、「機運や雰囲気などをしだいに作り出すこと、かもし出すこと」となっている。

○委員：ほかの計画などでも使っていないか。

●事務局：合併のときなどに、「一体感の醸成」といった使い方をしているケースはある。

○会長：「醸成」という言葉自体に意味があるので、この意味を示すことができる別の分かりやすい表現があるか、事務局で検討してもらいたい。

○会長：第26条の見出しを「子育て及び教育の推進」、第1項の本文を「健やかな成長及び教育」と修正しているが、問題ないか。

○委員：家庭と学校の協力ということがこれからは重要となると考えるが、この条文からそのことが読み取れるか。

○委員：第1項において、協働で取り組むことが表現できていると思う。

## ■第28条～第36条

### 【主な質問・意見】

#### 【第28条】

○委員：上位法である地方自治法が改正となり、長期総合計画の基本構想が、議会の議決を要しなくなった。そのため、この条例で、「市は、長期総合計画について議会の議決を経なければならない」というような規定を盛り込むべきではないか。長期総合計画は、すべての基礎となるものであり、議会の議決を経ないということになると具合が悪いのではないか。

○会長：その点について、事務局はどう考えるか。

●事務局：市として、今後、長期総合計画を議決事項とするかどうかは決まっていない。地方自治法第96条第2項の規定で、各自治体が条例で議決事項を決めることができ、それによって、これまで必要であった基本構想（10年間の基本的な構想）の議決のみならず、基本計画（5年間の基本的な計画）までも議決事項としている自治体は存在する。

○会長：これは、市の執行部としての決断が必要になるのではないか。

●事務局：執行部のみならず、議会の判断も必要となる。この審議会として、議決することを盛り込む必要があるのであれば、そのように答申していただきたい。ただ、「長期総合計画」というと、「基本構想」「基本計画」「実施計画（毎年見直しを行う向こう3年間の具体的な計画）」のすべてを含んだものになるので、どこまでを議決事項



とすべきかを判断する必要がある。実施計画は、毎年見直しするものだから、条例で「長期総合計画は議会の議決が必要」と規定すると、毎年議会にかけなければならなくなる。

○委員：議会が反対することはないと思うが、執行部は、なるべくならば議会にかけたくないだろう。

●事務局：昨年12月の議会に、糸島市の長期総合計画の基本構想を提案したときも、議会からは、何らかの形で基本計画までを審議したいという希望があった。そのため、各常任委員会に入り、基本計画の中身まで説明を行った。

基本構想だけではあまりにも大枠であり、抽象的になっている。これが基本計画になると数値目標も盛り込まれ、具体化してくる。議会も、これでやっと議論ができるという感じであった。条例によって議決事項にしても、しなくても基本計画までは議会に説明していかなければならない状況である。

○委員：議会にかけるのか、説明をするだけなのかでは、意味合いが全然違う。やはり、議決が必要である。

●事務局：実施計画に挙がっている事業については、実際には、予算として議会に諮っている。

○委員：他の自治体では、基本計画までを議決事項にしているケースが多いのではないかと。

●事務局：独自に議決事項を設けている場合、基本計画までとしているケースがほとんどである。

●事務局：議会は、基本計画までを議決事項にすることについては、反対しないであろう。

○委員：審議会の方針として、議決を経ることを規定しても良いのではないかと。

○会長：この条例素案は、実際にはどのような流れになるのか。パブリックコメントを実施し、再度、この審議会で調整し、市長に答申し、その後、市長が「この部分は無理なので削除しよう」ということもあり得るのか。

●事務局：あり得る。

○会長：逆に言うと、審議会では、少し先に進んでいる内容を答申しても構わないということになる。

●事務局：そうなるが、我々としてもできれば、審議会の答申を全面的に尊重したいと考えている。せっかく諮問して審議いただいたのに、尊重しないということがないように、市長の意向を確認したうえで、議決事項とすることの是非について、理由も合わせて示したい。

○委員：逆に、この条例を議会に提案したときに、議決することが規定されていなくて、そのことを議会から突っ込まれたほうが、なお困るのではないかと。

○会長：長期総合計画については、この条文では、執行部が策定するというこのみを規定しているが、それを市民の代表である議会に諮って、議決を経る必要があるのではないかとのご意見が委員から出された。どこまでを議決事項にするべきなのかということは、執行部の考え方もあるため、事務局で確認を行ってもらい、次回、示していただくこととしたい。

○委員：長期総合計画は、すでに策定され、走り出しており、市の憲法であるまちづくり基本条例が後付けで制定されることとなる。そのへんの整合性はどうか。

●事務局：まちづくり基本条例が市の憲法であるので、市の最上位の計画である長期総合計画よりも上になる。万が一内容的に整合が取れていない場合は、長期総合計画の内容を修正することになる。他の条例や計画についても同じである。

そういう意味で、第1回の審議会において、条例は、「どのようにまちづくりを進めていくか」という基本的なルールであり、「どのようなまちをつくっていくか」については、長期総合計画をはじめとした各計画に委ねるというすみ分けを行うことを説明させてもらった。

- 事務局：既に策定している計画については、過去に遡ってやり直しとはなかなかないので、その実行、評価、改善の段階で条例との整合を図っていくことになる。条例等については、改正が必要な場合は、改正して整合を図ることとなる。
- 事務局：長期総合計画についても、基本計画は5年間の計画なので、後期5年間の計画を策定するときに見直しをすることができる。

### 【第32条】

- 委員：条文中、何を見直すのかが示されていない。ここでは、「政策等」という言葉を挿入すべきである。
- 会長：では、目的語を入れることにしたい。

### 【第33条】

- 委員：第33条第2項の「健全財政に努めなければならない」という表現は、中学生にも分かるだろうか。例えば、「最小の経費で、最大の効果を上げる財政運営に努めなければならない」というような表現のほうが分かりやすいのではないか。
- 会長：検討会議では、「健全財政」という文言がそのまま使われていたのか。
- 事務局：検討会議へ事務局の叩き台を提案する際に、「健全財政」という文言を意識して提案した。というのも、最近では、行政も「運営」から「経営」に変らないといけなと言われており、あえて「運営」という文言を使わないようにした。
- 委員：健全財政という言葉は分かっても、何をもって健全財政と言うのか、人によって捉え方が違うのではないか。「こういうものを健全財政という」といった具体的なものがあれば分かりやすい。
- 委員：「収入の増加」という表現は、「増税するのか」と思われてしまうのではないか。「最小の経費で、最大の効果を上げる」のほうが良いと思う。
- 事務局：税率を上げるのではなく、人口を増やしたり、企業を誘致したりして、税収を増やすということを想定している。
- 会長：健全財政という文言を少し分かりやすく表現したほうが良いという意見が出ているが、皆さんどうか。
- 事務局：「収入の増加」という表現が良くないというご意見と、「健全財政」という表現が分かりにくいというご意見があったため、第1項と第2項について、「最小の経費で、最大の効果を上げる財政運営に努めなければならない」という言葉を利用することも含めて、事務局で検討させてもらっても良いか。  
「健全財政」という文言は、イメージでは分かるけれども、各論に入ってくるときちんとした定義が分かりづらいというご指摘だと思う。
- 事務局：検討会議においては、「後世にツケを回さないように」「赤字財政から抜け出す」「実質公債費比率を◎◎%以下にする」というような詳細な意見が出された。さすがに市の憲法にこのような文言を盛り込むことは難しいということもあり、「健全財政」という言葉に集約した経緯がある。いずれにしろ、検討会議では、大変関心が高かった箇所であり、市の財政状況を皆さん心配しておられた。
- 事務局：検討会議のワークショップでも「財政の健全化」「財政の健全性」「健全な財政

運営」などの意見が出ている。広報紙でも「健全財政」という文言を使っているので、市民の方も、その言葉自体には違和感がなかったのかもしれない。ただ、それが個々の事業などになると、それが健全財政なのかどうか、人それぞれ捉え方に違いがあると思われる。

○会長：「収入の増加」「健全財政」について、次回までに事務局で検討いただき、次回、もう一度検討することとしたい。

#### 【第34条】

○委員：第2項を追加したのだが、そこに「住民投票の是非」というふうに「是非」という文言が使われているが、どのような意味があるのか。

●事務局：「住民投票を実施してもらいたい」という要望が多いと想定しているが、一方で、「そのようなことまで税金を使って住民投票を実施する必要はないのではないか」「議会が決めれば良いではないか」という意見を市長に伝えたいという要望もあるのではないかと考えた。

○委員：「住民投票を実施することを要望する」という表現ならば分かりやすいが、是非を要望するというのは少し分かりづらい。

●事務局：委員から、違和感があるという意見が出されるだろうと想定していた。地方自治法上、有権者が1/50の署名を集め市長に請求した場合、市長は、住民投票条例を議会に提案しなければならない。これは、住民投票を実施することを前提とした直接請求権であるので、「住民投票をしない」ということを別途、要望できることを条文に示した。実際に、「住民投票を実施する必要はない」という意見もあるなかで、市長が一方の意見だけを聞くのではなく、賛否両論どちらの意見も聞いたうえで、最終的な判断するほうが良いのではないかと考えた。

○会長：法律的にもあまり「是非」という文言を入れているのを見たことがない。是非となると、実施するか否かしかない。実際には、それ以外にもこのようなルールで実施して欲しいというような要望もあるだろう。絞りすぎている気がする。例えば、「実施に関し要望する」というような表現にしたらどうか。

●事務局：事務局でもまだまどうまい表現になっていないところがあると考えている。修正をさせていただきたい。

#### 【第35条】

○会長：第35条の見直しについてだが、この条例は、市の憲法であり、条文の内容的にもそんなに社会情勢の変化で見直しをしなければならないようなことが盛り込まれているとは思えない。

確かに、日本国憲法にも改正手続きが規定されているが、条例の見直し規定を設けることは、少し安易ではないか。市長が交代するたびに条例を見直されても困る。検討会議ではどのような意見が出たのか。

●事務局：検討会議のワークショップで、見直しに関する意見が出された。

●事務局：基本理念についてもそうだが、どんなに社会情勢が変化しても、この条例は、糸島市民が進めていくべきまちづくりに必要な基本的なルールを規定しているため、変らないものであると考える。

○会長：確かに、5年、10年のスパンで見直すものではない。社会情勢が変わろうが、まちづくりの基本的な理念は変らない。あえて規定するなら改正手続きについて規定するとかではないか。例えば、極端だが、「改正をする場合は、住民投票を実施する」と

	<p>というようなことを盛り込むとか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事務局：糸島市がある間は、この条例は残っていくものである。</li> <li>○委員：この条文をなくしたら問題あるのか。</li> <li>○会長：なくても問題はない。</li> <li>●事務局：一般的な条例には、見直し規定が盛り込まれていない。</li> <li>○委員：元々、検討会議の素案では、「市民の意見を聴取し、可能な限り反映させる」ということが規定されている。</li> <li>○会長：元々、そちらのほうに重点が置かれていたのではないか。「市が勝手に見直しをしたらいけない」という意味があったのでは。</li> <li>●事務局：ここであえて条例の見直しを規定しなくても、市民は、地方自治法において、条例の制定・改廃の方法が確保されている。有権者の1/50の署名を集めるというハードルは高いが。</li> <li>○会長：本日は結論を出さず、次回、再度協議したい。</li> </ul> <p>3 その他 ※事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回は、9月29日（木）13:30～、前文を含め、全体を審議していただく。</li> <li>・次회가、前段の最後の会議であり、事前に気付いた点があれば、事務局にお知らせいただきたい。（電話、メールなど）</li> <li>・本日の議論の結果を踏まえ、事務局で修正案を作成し、事前に資料配布させていただく。</li> </ul> <p>4 閉会のあいさつ（吉富副会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆さんに慎重審議をいただいた。言葉は、本当に難しいと感じた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【以上で終了】</p>
6 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第13条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項に「市民の負託に応えて」という内容を規定するかどうか事務局で検討。</li> <li>・「市の持続的な発展」だけでなく、「市民のため」に政策等を立案するという意味合いを追加するかを次回までに事務局で検討。</li> </ul> </li> <li>■第14条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項の「市民の生命及び財産を守る」という規定はそのままに、「危機管理体制の確立」について、別条立てで規定するよう事務局で検討し、条文案を作成。</li> <li>・第1項は、「市民の生命及び財産」に加えて、「福祉の増進」についても盛り込む。</li> <li>・「意識向上」及び「市民が育つ土壌をつくる」ということを念頭に、事務局で条文案を再検討。</li> <li>・倫理について盛り込むことができるかどうか、他の自治体の条例も参考に事務局で検討。</li> </ul> </li> <li>■第18条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1項は、「小学校の通学区域ごとの」を「小学校通学区域ごとの」と「の」を削除。</li> <li>・第2項は、「区域内の自治組織である行政区」を、「区域内にある行政区」と修正。</li> </ul> </li> <li>■第22条 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民が活動しやすい環境づくり」と「ボランティア団体等の活動」について、再度盛り込む。（事務局で修正案を作成）</li> </ul> </li> </ul>

■第26条

- ・第1項「郷土愛の醸成」の「醸成」を、分かりやすく言い換えられないか事務局で検討。

■第28条

- ・長期総合計画を議決事項とするか否かを、次回までに事務局で市長等に確認する。

■第32条

- ・条文中、目的語である「政策等」という文言を追加修正する。

■第33条

- ・第1項、第2項について、「収入の増加」「健全財政」という文言について、事務局で再検討し、次回、修正案を示す。

■第34条

- ・「住民投票の実施の是非を要望する」という表現を「住民投票の実施に関し要望する」というふうに修正。(事務局で修正案を作成)

■第35条

- ・条例の見直しの条項が必要かどうか、次回の審議会で再検討。

◎次回は、9月29日(木)13:30～市役所本庁舎 第3会議室にて開催

◎条例全体を通じて、意見がある場合は、事務局まで提出。(電話、Fax、メール可)